スペイン王国
（Kingdom of Spain）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　デジタルトランスフォーメーション・公務省（MINECO）

Ministry of Digital Transformation and Public Function

URL	https://digital.gob.es/index.html
所在地	Calle del Mármol 2 – Parque empresarial Río 55, Madrid, SPAIN
幹　部	Óscar López Águeda（大臣／Minister）

所掌事務

2020 年 1 月 12 日付「Royal Decree 2/2020」により、経済ビジネス支援、デジタル化・人工知能（AI）、電気通信・デジタルインフラの各分野を所管する部門を統合した経済デジタルトランスフォーメーション省（MINECO）が設立された。その後、同月 28 日付 Royal Decree 139/2020 により同省の内部組織の構成を規定された。2023 年 12 月、内閣改造に伴い、財務省の公務管理機能が移管され、名称もデジタルトランスフォーメーション・公務省に変更された。主な所掌事項は以下のとおり。

・デジタル化支援
・AI の開発普及支援
・デジタル・コネクティビティ向上
・オーディオ・ビジュアル振興
・事業者と利用者の間の紛争処理及び規則に違反した事業者への指導及び制裁

２　国家市場競争委員会（CNMC）

The National Commission on Markets and Competition

URL	https://www.cnmc.es/
所在地	Calle Alcala 47 Madrid E28014, SPAIN

幹　部	Cani Fernández Vicién（委員長／President）

所掌事務

2013 年 6 月、国会は「2013 年 6 月 4 日の法律第 3 号（Act 3/2013）」を採択し、国家競争委員会（National Competition Commission：CNC）や電気通信市場委員会（Telecommunications Market Commission：CMT）を統合した新しい規制機関として国家市場競争委員会（CNMC）を設立することを決定した。CNMC は電気通信分野やエネルギー、競争環境等の規制監督機関として 2013 年 10 月に業務を開始した。電気通信分野については 1996 年に発足した CMT の業務（「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号（Law 32/2003）」に基づく）を引き継いだ。主な所掌事項は以下のとおり。

・相互接続、ユニバーサル・サービスその他にかかわる事業者間紛争の処理及び違反者の処分

・事業者への電話番号割当及び管理

・市場及び規制に関する政府への助言

・特に市場競争に関する事業者の規制監督

・支配的事業者の指定及びそのサービス料金の監督・承認

・事業者の登録

・ユニバーサル・サービス基金及び事業者が拠出を課されるその他の公共サービス基金の確保

Ⅱ　法令

1　2014 年 5 月 9 日の法律第 9 号（General Telecommunications Law 9/2014 of 9 May）

EU の「2002 年通信規制パッケージ」を反映した「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号（一般電気通信法）」が制定され、2014 年に、将来のデジタル経済促進や電気通信関連事業者の更なるサービス展開機会を提供することを目的に同法を改正し、「2014 年一般電気通信法」として同年 5 月より施行している。規制機関の役割として、事業者の登録制度、相互接続、ユニバーサル・サービス、番号計画、市場において顕著な支配力を有する（Significant Market Power：SMP）事業者等に関する総則的規定を設けている。2022 年 6 月には、EU の欧州電子通信コード（European Electronic Communications Code：EECC）の国内法制化のための改正が行われ、100Mbps 速度のインターネットを国民の 100%に提供する事業者義務等が規定されている。なお、同法は、以下の八つの部（Title）で構成されている（全 84 条）。

第 1 部：一般規定

第 2 部：自由競争体制におけるネットワーク運用と電子通信サービスの提供

第 3 部：公共サービスの義務及びネットワーク運用と電子通信サービスの提供における公共性格の権利と義務

第 4 部：設備・装置の適合評価

第 5 部：公共無線分野

第 6 部：電気通信の管理

第 7 部：電気通信料金

第 8 部：監査・罰則

２　情報社会サービス・電子商取引法（Law on the Information Society Services and Electronic Commerce）

正式名称は「情報社会サービス及び電子商取引に関する 2002 年 7 月 11 日の法律第 34 号（Law 34/2002）」。2002 年 7 月、EU の「電子商取引指令（2000/31/EC）」の国内法制化措置として制定された。インターネット・電子商取引関連法規として、電子商取引への物理的商取引と同等の法的枠組の付与、電子認証の有効性、スパムメールの大量送信の禁止、有害コンテンツの排除と ISP の責任範囲等の規定のほか、ISP に対し利用者の個人情報を 1 年以上保存する義務を課している。

政策動向

１　免許・認可制度

「2014 年一般電気通信法」において、免許・認可制度が変更された。EU の認可指令に従い免許制から一般認可制に移行するためのもので、国内あるいは EU 加盟国の事業者であって、電子通信網の開発あるいは電子通信サービスの提供を希望する者は、CNMC に申請書を提出し、事業者登録の認可を得てサービスを提供することとなった。CNMC は 15 日以内に審査を実施し、審査を通過した事業者を登録する（第 2 部第 6 条、第 7 条）。ただし、周波数を利用して通信サービスを提供する事業者は、周波数利用に関する免許取得が要件とされている（第 5 部第 60 条～第 62 条）。

２　競争促進政策

（１）相互接続

「2014 年一般電気通信法」によれば、公衆電子通信網事業者は、自らの電子通信網を、他の公衆電子通信網事業者の要請に応じて相互接続する交渉に応じるよう義務付けられている。事業者間の相互接続に関する制約は、国内・国外事業者にかかわらず存在しないが、協定は無差別・透明・公平な条件の下に行われなければならず、事業者は相互に情報公開の義務を負う。紛争の際には CNMC が介入する。電子通信網の正常な機能を維持するうえで必要と認められる場合には、

CNMC は提供される電子通信網に関して技術的条件を課すことができる。また、CNMC は最終利用者の利便のため、特定の事業者を指定して相互接続を命じることもできる（第 12 条、第 14 条）。

また、CNMC により SMP 事業者に指定された公衆電子通信網事業者には、相互接続を要求するすべての事業者に対し、同一の条件で相互接続を提供する義務が課される。SMP 事業者は、相互接続契約条件を公表し、料金設定が実際の費用に基づいたものであることを証明しなければならない（第 14 条）。

（２）移動体通信事業者の統合承認

2022 年 7 月移動体通信 2 位のオレンジ・スペイン（Orange Spain）と同 4 位マスモビル（MasMovil）は各 50%を出資する合弁会社を設立することで合意を発表。2023 年 4 月より欧州委員会が同事業統合による市場競争の阻害の可能性を調査し、2024 年 2 月に同事業統合を承認したため、スペイン政府もこれに従い承認した。当初、欧州委員会は、新通信事業者による通信サービスの市場競争後退に関して懸念を示していたが、MVNO 事業者 Digi スペイン（Digi Spain）が、上記 2 事業者の統合により余剰となる周波数帯域を引き継ぎ、移動体通信市場への新規参入の条件を整えたため、欧州委員会は、市場競争の阻害への懸念が払しょくされると判断し、事業統合が承認された。

３　情報通信基盤整備政策

（１）ユニバーサル・サービス

「2014 年一般電気通信法」の第 25 条が、ユニバーサル・サービスに関して規定しており、「一定の品質を有し、地理的条件にかかわらず、利用可能な価格で、すべての利用者が利用できる、一連の定義された電子通信サービス」としている。主なユニバーサル・サービスの対象は、固定電話、電話帳（印刷版・電子版）、番号案内、身障者向け措置、固定ブロードバンドとなっている。ユニバーサル・サービス事業者については、過去の業績を基に通信所管省が指定することとされており、2023 年 2 月にテレフォニカ（Telefonica）を 2023～2024 年のユニバーサル・サービス事業者に指定することが決定されている。また、同サービスとして提供される固定ブロードバンドの最低下り速度も従来の 1Mbps から 10Mbps に引き上げられる。電話帳、番号案内についてはサービスが十分に提供されているとし、ユニバーサル・サービス事業者は指定されていない。

また、ユニバーサル・サービス提供に要する資金調達のため、CNMC の管理下に、国家ユニバーサル電気通信サービス基金（National Universal Telecommunications Service Fund）が設けられ、CNMC の指定によりユニバーサル・サービスのコスト負担義務を有する事業者から拠出された負担金が、同基金に預託される。ユニバーサル・サービス提供事業者は、同基金からサービス提供に必要な純費用の支給を受ける。CNMC が公表しているユニバーサル・サービス決済文書

（2023 年発行）では、2021 年度のユニバーサル・サービスの費用は 864 万 2,135EUR である。

（２）ブロードバンド整備計画

2021 年 6 月、MINECO は「デジタル・インフラのユニバーサル化プログラム（2021～25 年）（Universalisation of Digital Infrastructures for Cohesion Programme（UNICO 2021-25））」の一環として、2025 年間までに国内完全ブローバンド化を図る「UNICO ブロードバンド」を実施している。ルーラル地域のデジタル・ディバイドの是正が課題とされており、政府は、2022 年 10 月に 2 億 4,460 万 EUR の公的資金を投じ、新規に 72 万 8,500 の世帯・企業を 100Mbps のブロードバンドに接続する計画を発表した。主な対象地域は、30Mbps サービスが提供されておらず、また今後 3 年間でも同サービスの提供が見込まれない「ホワイトゾーン」及び 100Mbps 以下のサービスが通信事業者 1 社のみにより提供され、事業者競争が見込まれない「グレーゾーン」としている。また、2023 年には欧州次世代基金の資金提供を受けている「UNICO 農村需要プログラム（Programa UNICO Demanda Rural）」により、農村地域や遠隔地におけるユーザに月額 35EUR の価格で下り 100Mbps の衛星経由のブロードバンド接続を提供することとしている。同年 2 月に衛星通信事業者としてヒスパサット（Hispasat）が選定されており、2027 年 12 月 31 日までに 100Mbps の衛星ブロードバンド・サービスを提供し、国内のデジタル・ディバイドを解消するとしている。また、2023 年 10 月には、「UNICO ブロードバンド」の継続プロジェクトに 1 億 3,400 万 EUR を拠出し、ヒスパサット以外の通信事業者によるブロードバンド・サービスの提供が見込まれないルーラル地域において 35 万世帯・企業を光ファイバ網でカバーするプロジェクトも発表している。

４　ICT 政策

（１）スペイン・デジタル 2026

MINECO は、2020 年 11 月に「スペイン・デジタル 2025」を、また 2022 年 7 月にこれを更新した「スペイン・デジタル 2026」を公表した。デジタル接続の普及、5G 展開、サイバーセキュリティの高度化、行政分野及び中小企業等のビジネス分野のデジタル化、オーディオ・ビジュアル産業のハブ化、データ経済・AI 技術の普及、市民のデジタル権利の保証を進めていくこととしている。同計画は以下の 10 の戦略項目で構成され、50 の施策が実施される。

①デジタル・コネクティビティ：完全デジタルのためにデジタル・ディバイドの解消と 2025 年までの 100Mbps サービスの全国民への提供を目指す。

②5G 技術の普及：5G による経済生産性の向上及び社会発展を図るため、2026 年までに 5G に必要な周波数の割当てを終了する。

③デジタル・スキルの向上：労働者・一般市民の基本的なデジタル技能の向上

を図り、労働市場、教育機会におけるデジタル格差・ジェンダー格差を解消する。

④サイバーセキュリティの強化：政府機関「サイバー・オペレーション・センター」を設置し、サイバー攻撃の監視、市民・中小企業等のセキュリティ強化の取組みを進める。

⑤公共部門のデジタル化：雇用・司法・社会におけるデジタル化政策を推進し、中央政府・地方自治体・地域機関のデジタル・トンラスフォーメーション（DX）を図る。

⑥企業のデジタル化の加速：2026 年までに零細企業・中小企業、スタートアップの DX 施策を推進する。

⑦個別産業のデジタル化：農業・食物、移動交通、医療、観光、商業、エネルギー分野のデジタル戦略を推進する。また、経済復興トランスフォーメーション戦略プロジェクト（Strategic Projects for Economic Recovery and Transformation：PERTE）と連携し、各産業分野におけるグリーン化・デジタル化への転換を加速化し、二酸化炭素排出削減の成果を倍増する。

⑧オーディオ・ビジュアル分野の活性化：2026 年までにスペインを EU におけるオーディオ・ビジュアル分野のハブとする。オーディオ・ビジュアル分野の自国コンテンツ制作における環境の持続可能性を確保する。

⑨データ経済・AI：セキュリティ、プライバシー保護を確保しつつ、経済への AI 導入を推進し、5 年以内に民間企業の 25%が AI 及びビッグデータの活用を図る。

⑩デジタル環境における権利の保護：人間中心のデジタル経済・社会構築へ向け、労働、消費、市民・企業の権利の保護のためのデジタル権利憲章を策定する。

（２）5G インフラ構築・技術開発支援

スペイン政府は、2025 年までの 5G 人口カバレッジ 75%を目指しており、5G サービスの提供が見込まれない地域を中心に 5G インフラ構築支援を実施している。2022 年 6 月、MINECO は、道路・鉄道・ルーラル地域における 5G パッシブインフラ構築を支援する「UNICO 5G」プログラムの実施を公表した。ルーラル地域及び主要道路・鉄道を対象に、鉄塔・マスト・バックホールインフラ等のパッシブインフラの敷設に関し、通信事業者への資金支援を行うもので、1 億 5,000 万 EUR が供与される。また、同年 11 月、人口 5,000 人以下のルーラル地域において 5G 基地局間の光ファイバ・バックホールを敷設するための支援プログラム「UNICO 5G バックホール光ファイバ」の実施を発表した。国内 50 県（provincias）における条件不利地域でのネットワーク拡張を促すことを目的に、インフラ構築を請け負う通信事業者を募集し、インフラ建設及び施設・資材調達にかかる費用に対し、2023～2024 年の 2 年間で総額 4 億 5,000 万 EUR を供与する。更に、人口が 1 万人未満の小規模な都市中心部の自治体において、観光、

農業、公共サービス等の分野におけるデジタル経済へのアクセスを促進することを目的として、5G インフラ構築の提供に、総額 5 億 4,400 万 EUR を供与することを発表した。

また、MINECO は、5G・6G 技術の研究開発プロジェクトも進めており、2021 年 11 月、に EU の研究プログラム「Horizon2020」における 5G PPP（5G Infrastructure Public Private Partnership）と連携し、国内にある 13 の大学研究機関、公共研究機関が進める 115 の研究プロジェクトを対象にした資金援助を発表した。技術開発のほか、同分野の専門技術者の確保・育成も図るとしている。予算規模は 9,520 万 EUR。そのほか、2022 年 8 月には、主要経済部門における 5G アプリケーション開発支援及び 5G アドバンスド（5G＋）・6G の研究開発支援プログラム「UNICO-Advanced 5G & 6G R&D」を発表した。このうち 5G アプリケーション開発支援は、コネクテッド・モビリティ、デジタルヘルス、スマート観光、セキュリティ、デジタル農業等の 5G ユースケースの開発プロジェクトに 300 万～1,500 万 EUR を助成するほか、プライベート網において 5G 周波数を利用した技術開発・実証が認められる。予算総額は 9,070 万 EUR。5G＋と 6G の研究開発支援は、2022 年・2023 年の 2 か年プロジェクトで、大学や公的研究機関を対象に、科学技術関連設備の調達・整備に総額 2,300 万 EUR を助成するほか、スペイン民間企業を対象に、光工学、機械学習、RAN システム、エッジ・コンピューティング、プライバシー・セキュリティ等を統合した移動体通信技術の開発プロジェクトに総額 9,300 万 EUR を助成する。2023 年 10 月、MINECO は、5G アプリケーション及びサービスの実験的開発のプロジェクトの実施を目的とした「UNICO 5G Sectorial 2023 Phase I」に対する補助金の最終決議案を発表した。今回の募集で提示された 12 プロジェクトのうち、5G 技術の機動的な適用を促進する企業と通信事業者間のエコシステムの開発を促進する七つのプロジェクトに対して 950 万 EUR を助成することとした。また、2024 年 4 月に Phase II が実施され、九つのプロジェクトに対し 610 万 EUR を助成することを発表した。

（３）AI 政策

2024 年 5 月、主要閣僚で構成される閣僚理事会（Council of Ministers）は「AI 戦略 2024」を採択した。「スペイン・デジタル 2026」における国家 AI 戦略の強化・拡大を図るため 2024～2025 年に以下の施策を実施する。予算は 15 億 EUR。

・AI 開発能力の強化：国内スーパーコンピュータ「MareNostrum5」のパフォーマンスの向上と大容量データ処理センターの新設、スペイン語・公用語の言語モデル「ALIA」の構築、AI 人材確保のための既存プロジェクトのネットワーク化と大学・企業内訓練プログラムの展開。

・AI 導入の促進：公共機関への AI 導入を促進する GobTech Lab プロジェクトの実施、民間部門において AI 活用能力の向上を図る Kit コンサルティング・プ

ログラム及び AI ソリューション開発会社への融資プログラムの実施、AI サイバーセキュリティ・ビジネスの推進。

・透明性・倫理性を有する人間中心の AI 育成：国内 AI 監督機関（Spanish Agency for the Supervision of Artificial Intelligence：AESIA）への AI 分析機能（傾向分析・社会的議論・善良な取組事例・発生リスク等）、責任ある AI の監督機能（EU の AI 規制の順守、オープンモデルの構築等）、国際ベンチマーク機能（EU 内外の AI ガバナンス機関との協同）の追加。

（４）オンラインの子ども保護

2024 年 6 月、閣僚理事会はデジタル環境における子ども・青少年の保護に関する基本法案を承認した。デジタル環境の安全性の確保に向けた公共機関・民間企業の義務や刑法適用範囲の拡大等を法的に規定したもの。主な内容は以下のとおり。

・公共機関の実施事項：子ども・青少年に対するデジタル環境上の権利及びリスクに関する啓発活動。医療分野における心的病理の早期発見・防止・専門ケア。デジタル市民権、メディア・リテラシー、プライバシー、データ保護、知的財産に関する教育等。

・デジタル企業の義務：デジタル・デバイスへの視聴制限機能の実装。リスク情報ラベルの貼付。年齢認証システムの導入。デジタル弱者によるビデオゲームのリワード広告及びルートボックス（loot box）へのアクセス禁止等。

・刑法の適用対象の拡大:ディープフェイクのポルノ画像・音声のネット流通。オンライン上のグルーミング（grooming）。子ども・青少年をターゲットにしたポルノコンテンツ送付等。

技術の動向

基準・認証制度

無線機器の基準認証については、EU の「R&TTE 指令（1999/5/EC）」に準じて「2022 年一般電気通信法」により定められており、MINECO が所掌している。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

電気通信市場は、1998 年 1 月に完全自由化された。旧独占事業者テレフォニカのほか、ボーダフォン・スペイン（Vodafone Spain）、MasOrange、Digi スペインが事業を展開している。

固定電話普及率は年々減少しており、市場ではテレフォニカが強力な市場支配力を有するが、そのシェアは年々低下している。

VoIP 加入数は増加を続け、2014 年以降は VoIP 加入数が PSTN 回線加入数を

上回っている。

２　移動体通信

移動電話加入率は 2005 年に 100%を超え、2023 年は 127.7%である。主な事業者はテレフォニカ（ブランド名：モビスター（Movistar））、ボーダフォン・スペイン、MasOrange（新ロゴ「+O」）である。市場シェアは、MasOrange が国内最大となり、その他 2 事業者の市場シェアは拮抗している。3 社とも LTE サービスを提供し、CNMC の報告によれば、人口カバレッジは、2023 年末現在、99.7%でほぼ国内全域をカバーしている。

5G については 3 社がサービスを提供している。うち、ボーダフォン・スペインが 2019 年に 15 都市を対象に国内初の 5G サービスを開始し、次いで 2020 年 9 月にテレフォニカ、旧オレンジ・スペイン、旧マスモビルが 5G サービスを開始している。CNMC の報告によれば、国内における 5G の人口カバレッジは 2023 年末現在 85.4%である。

３　インターネット

CNMC の報告によれば、2024 年 6 月末現在、固定ブロードバンド回線総数は 1,790 万回線。光ファイバ（FTTH）回線数は 1,570 万回線で 87.8%を占める。DSL は 50 万回線、HFC が 140 万回線である。モビスター、MasOrange、ボーダフォン・スペインがブロードバンド回線全体の 89%を占める。

４　新成長サービス

（１）IPTV サービス

CNMC の報告によれば、IPTV サービスの加入数は、2022 年末の 565 万 8,100 から 2023 年末の 576 万 9,900 に増加しており、有料テレビ加入全体の約 80%を占め、衛星放送、ケーブルテレビを抜き、国内最大のプラットフォームになっている。加入数増加の要因は、通信事業者のパッケージ・サービス強化である。テレフォニカが、自社網を用いた IPTV サービス「Movistar TV+」を提供している。

（２）ハイブリッド・ブロードバンド放送サービス

公共放送のスペイン放送協会（Corporación de Radio y Televisión Española：RTVE）は、2013 年 9 月、テレビ放送とインターネットを融合したハイブリッド・ブロードバンド放送（Hybrid broadcast broadband TV：HbbTV）サービス「Botón Rojo」を開始した。ニュース等をテレビ画面からインターネット経由で視聴できるほか、オンデマンド・サービスやキャッチアップ・サービスも利用できる。

Ⅵ　運営体

１　テレフォニカ

Telefonica

Tel.	+34 91 482 38 00
URL	https://www.telefonica.com/en/ https://www.movistar.es/（移動体通信）
幹　部	José María Álvarez-Pallete López（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO）

概要

旧国営の国内最大の電気通信事業者である。1997 年 2 月、政府保有株式の民間放出により、完全民営化を果たした。2022 年 9 月にサウジアラビアの通信大手 STC グループが同社株式 9.9%を取得しており、スペイン政府はこれに対抗して、2024 年 5 月に国営ファンド SEPI を通じて同株式 10%を取得している。

世界 12 か国で事業を展開するグローバル・メガキャリアで、欧州ほか、ラテンアメリカ中心の海外戦略を展開している。

テレフォニカが提供するサービスの国内加入数は、2023 年末現在、固定電話 794 万 8,400、移動電話 2,011 万 5,000、ブロードバンド 593 万 4,700 である。

一方、全世界加入数は、2023 年末現在、3 億 8,779 万（固定電話 2,626 万 1,200、移動電話 2 億 9,856 万 9,500、ブロードバンド 2,678 万 7,800、有料テレビ 1,025 万 8,500 等）である。2023 年の売上総額は 406 億 5,200 万 EUR で、主な国別の売上比率は、スペイン 31.1%、ドイツ 21.2%、ブラジル 23.7%、で、これら 3 か国で売上全体の 76.1%を占める。その他 HispAm と呼ばれる中南米諸国（アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、メキシコ、エクアドル、ベネズエラ、ウルグアイ）の売上シェアは 20.6%である。

２　その他の主な事業者

主要事業者	URL
MasOrange	https://masorange.es/
ボーダフォン・スペイン	https://www.vodafone.es/

MasOrange は、旧オレンジ・スペインと旧マスモビルが事業統合して設立された新事業者。2022 年 7 月に事業統合計画に署名し、2024 年 4 月に両社が 50%ずつ出資する合弁会社として正式に設立された。また、ボーダフォン・スペインは 2023 年 10 月に英国投資会社 Zegona への売却を発表。スペイン政府による承認を経て、2024 年 5 月に Zegona が 50 億 EUR で完全買収した。

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　デジタルトランスフォーメーション・公務省（MINECO）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

２　国家市場競争委員会（CNMC）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

Ⅱ　法令

2010 年 3 月 31 日の法律第 7 号（Law no. 7 / 2010 of 31 March）

従来の放送関連法規を統合した新放送法であり、2010 年 5 月に施行された。「視聴覚コミュニケーション一般法」と呼称される。テレビ広告に関する規制、未成年者保護のためのコンテンツ規制、放送事業者によるスペイン及び欧州の映画産業への投資、商業放送局の合併案件等について規定している。

EU「視聴覚メディア・サービス（Audiovisual Media Service : AVMS）指令」の国内法制化に伴い、改正法が 7 月 9 日に施行された。これまでの規制対象を、テレビ放送事業者からオンライン上で視聴覚配信サービスを提供する事業者に適用範囲が拡大された。また、配信プラットフォーム事業者は、配信サービスの透明性の向上を図るため事業者情報の政府登録が義務付けられたほか、未成年ユーザの視聴に対し、コンテンツの年齢レーティングの表示、年齢確認システムの設定、広告コンテンツが含まれる場合の事前通知等が義務付けられた。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

首相府が免許付与を行うほか、自治政府も地域公営放送の免許を付与することが認められている。「2010 年 3 月 31 日の法律第 7 号」では、全国放送の免許は中央政府の所管とし、一つ又は複数の自治体（municipios）をまたぐ地域放送及び島しょ部の放送は地方免許によることを規定している（第 22 条）。

２　公共放送関連政策

公共放送の財源

テレビ・ラジオとも受信料制度はなく、公共放送 RTVE は、広告収入と国庫補助金を財源としていたが、2009 年 7 月、RTVE の広告放送を全面廃止する法律が可決、2010 年 1 月より RTVE の広告放送は廃止された。これに伴い、新たな

RTVE の財源として、商業放送事業者・通信事業者が、年間売上高の一部（0.9～3%）を拠出することになった。国からの補助は、従来の国庫補助金に加え、電波税の 8 割（現在は 10 割）が RTVE の財源に充当されることになった。

３　コンテンツ規制

（１）番組規制

「視聴覚コミュニケーション一般法」は、未成年者の健全な発育を阻害する番組の規制を打ち出している。ポルノ・暴力を含む番組が排除され、賭け事等を含む番組は深夜の時間帯に放送が限定される等の規制が盛り込まれている。また、欧州制作コンテンツの振興について、同法 2022 年改正に伴い、テレビ事業者に対し年間放送時間の 51%を欧州で制作されたコンテンツの放送に割り当て、更にそのうち 50%をスペイン語又は地方自治体の公用語を用いたコンテンツの放送に割り当てることが定められた。更に未成年者の保護を強化し、規制対象を動画コンテンツにも拡大したほか、海外に拠点を置く事業者が国内で事業を展開する場合もこの対象に含まれることになった。

（２）広告規制

番組広報も含め、1 時間当たり 12 分までと規定されていたが、改正法では、午前 6 時～午後 6 時に放送される番組については最長 144 分、午後 6 時～深夜 0 時の番組については、最長 72 分の範囲で柔軟に放送できるようになった。

４　地上デジタル放送（DTT）

地上デジタル放送は、2005 年 11 月に 20 局で放送が開始された。2008 年 9 月、政府は「DTT 移行全国計画」を決定し、全国を 73 地域に分割して段階的にアナログ停波を進め、2010 年 4 月 2 日にアナログ放送終了とデジタル放送への移行を完了した。

2010 年に一部の放送免許が一般入札を経ずに商業放送事業者らに割り当てられていたことに対し、2012 年、最高裁判所は免許を無効とする判断を示した。これを受け、2014 年 5 月までに商業放送局 4 社に付与された 9 件のチャンネルが廃止された。政府は改めて 2015 年 4 月に事業者の募集・入札を実施し、10 月に 6 事業者に免許を付与した。

地上デジタル放送へ割り当てられた 700MHz 帯（694-790MHz）の 5G 利用について、2020 年 10 月に周波数移行が完了し、地方公共放送テレビガルシア（Televisión de Galicia）が 2021 年 7 月にテレフォニカの 5G 網を使った放送を実施している。

また、RTVE は 2024 年 1 月、同年 2 月から超高精細（UHD）規格による地上デジタルテレビ放送（DTT）を開始し、これに伴い、サイマルキャストで提供されてきた高精細放送（HDTV）と標準解像放送（SDTV）のうち SDTV を停止することを発表した。HDTV 放送は継続されるが、将来的には UHD チャンネルを

増やしていく予定である。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

公共放送 RTVE 傘下のスペイン・ナショナル・ラジオ（Radio Nacional de España：RNE）が 4 系統の全国放送及び 1 系統のカタルーニャ自治州向け放送を実施している。そのほか多くの地方自治体と商業放送事業者が全国放送・地方放送を実施しており、大手ラジオ局としてメディア企業 Prisa 傘下の SER（Sociedad Española de Radiodifusión）、キリスト教系ラジオ局 COPE（Cadena de Ondas Populares Españolas）、テレビ局 Atresmedia 傘下の Onda Cero がある。また国際放送は、RTVE が「REE」の名称で、7 言語で衛星・インターネット・短波で放送・配信している。

デジタル放送については、1998 年 4 月にマドリード、バルセロナ、バレンシアで DAB 方式のデジタルラジオ放送が始まった。現在ではマドリードとバルセロナの 2 都市だけで放送され、人口カバレッジは約 20%にとどまる。

２　テレビ

公共放送については、RTVE 傘下の TVE（Televisión Española）が 5 系統の放送を行う。このうち、「La 1」（総合編成）は、最高視聴率を得ていたが、近年商業放送各局のシェアが増加し、視聴率が低下している。全国放送のほかに、地方局制作の独自番組を放送している。また、「TVE Internacional」という国際放送も放映している。

商業放送については、Mediaset España、Atresmedia（旧 Antena 3）等が放送を行っている。最大の商業放送局で Telecinco 社を所有していた Mediaset España は、2010 年 12 月に TV Cuatro を吸収合併した。無料 DTT 放送 9 系統を全国向けに放送している。そのほか、Atresmedia が DTT 放送 8 系統を全国向けに放送し、また、南北アメリカ大陸や英国向けに有料の国際放送を行っている。

地方公営放送については、スペイン 17 自治州のうち 13 州が公営放送機関を持ち、地域放送を行っている。このうち 12 州の放送機関が自治州放送機構連合（Federación de Organismos de Radio y Televisión Autonómicos：FORTA）を組織し、放送権の共同購入、番組の共同制作、外国通信社からの共同受信と分配、各局の番組素材交換等を行っている。また、FORTA は、2021 年 7 月に RTVE と国内欧州、国際市場における地方公営放送の位置付け強化、番組制作・財源の安定化に関する協力協定を締結している。

３　衛星放送・ケーブルテレビ

衛星放送加入数は、2022 年末の 24 万 6,700 から 2023 年末の 18 万 9,000 に減少した。

テレフォニカが有料放送「Movistar+」を提供している。同社は IPTV「Movistar」を提供していたが、2015 年 4 月に衛星放送「Canal+」を買収し、7 月に名称を「Movistar+」とした。

ケーブルテレビは、1996 年に事業免許が交付されて放送が開始された。CNMC の報告によれば、ケーブルテレビ加入は、2022 年末の 114 万 9,900 から 2023 年末の 89 万 5,500 に減少している。

そのほか OTT（Over The Top）コンテンツ・プラットフォーム・サービス（アマゾン・プライム・ビデオ（Amazon Prime Video）、ネットフリックス（Netflix）、Disney+等）も成長を見せており、加入数は 2022 年末の 2,150 万から 2023 年末の 2,280 万に達している。

Ⅴ　運営体

スペイン放送協会（RTVE）

Corporación de Radio y Televisión Española

Tel.	＋34 91 581 7000
URL	https://www.rtve.es/
幹　部	Concepción Cascajosa Virino（会長代理／Interim President）

概要

RNE（ラジオ）、TVE（テレビ）、TVE Internacional（テレビ国際放送）等を統括している。政府補助金と広告収入を財源としていたが、1990 年に商業放送が開始されたことで広告収入が減少し赤字化した。累積赤字が増大する中、2006 年、国有ラジオ・テレビ法が成立、抜本的改革が行われ、政府所有の株式会社 RTVE コーポレーションになった。9 名の経営委員によって経営されている。職員数は約 6,000 人である。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

デジタルトランスフォーメーション・公務省（MINECO）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

「2014 年一般電気通信法」第 60 条により、MINECO が、周波数の管理、利用

計画の策定、使用権の付与、違法電波の検出、衛星軌道の割当管理、無線機器規格の指定及び適合性評価、市場監視、周波数利用料の管理等を所掌している。

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　無線局免許制度

2014 年 5 月 9 日に改正された「一般電気通信法」の趣旨に合わせて、「2017 年 2 月 24 日の規則第 123 号（Reglamento sobre el uso del dominio público radioeléctrico)」が施行された。

同規則第 37 条において公共の周波数を排他的に利用する場合、及び限られた周波数に対し需要が超えている場合にオークションにより割り当てることとしている。

「2014 年一般電気通信法」第 67 条で認められている周波数の 2 次取引市場の詳細については、「2017 年 2 月 24 日の規則第 123 号」第 6 章に規定されている。

また、同条第 2 項では、必要と認められる場合、免許の発行数を制限できることを定めている。

２　周波数割当制度・電波再配分制度

（１）3G、4G

2002 年 5 月、GSM900 の周波数オークションを実施し、既存の 4 社（テレフォニカ、旧オレンジ・スペイン（当時 Retevision Movil)、ボーダフォン・スペイン、旧 Masmovil Group（当時 Xfera Moviles)）が獲得した。

2011 年 6 月、4G を使途とする 800MHz 帯、900MHz 帯、2.6GHz 帯における計 270MHz 帯の 58 ブロックでオークションが実施された。2016 年 1 月に行われたオークションでは、旧オレンジ・スペインが 2600MHz 帯で 10 の地域ブロックと 3.5GHz 帯 20MHz、テレフォニカが 2600MHz 帯の残り 2 地域のブロックを獲得した。

（２）5G

2018 年に 3.6-3.8GHz 帯を対象とした 5G 用オークションが実施され、7 月に終了した。入札総額は 4 億 3,760 万 EUR で、ボーダフォン・スペインが 1 億 9,810 万 EUR で 5MHz 幅×18 ブロックを取得したほか、旧オレンジ・スペインが 1 億 3,210 万 EUR で 5MHz 幅×12 ブロック、テレフォニカが 1 億 740 万 EUR で 5MHz 幅×10 ブロックを落札した。免許期間はいずれも 20 年。

2021 年 7 月、700MHz 帯（703-733MHz/758-788MHz）を対象とした 5G オークションが実施され、ボーダフォン・スペインが 10MHz 幅×2 を 3 億 5,000 万 EUR で、テレフォニカが 10MHz 幅×2 を 3 億 1,008 万 9,000EUR で、旧オレンジ・スペインが二つの周波数ブロック（各 5MHz 幅×2）を計 1 億 7,500 万 EUR で落札した。免許期間は 20 年間で、更新可能とされている。なお、下り周波数の

みで 738-753MHz（5MHz 幅）がオークション対象となったが、入札がなかった。

26GHz 帯の割当てについては、2022 年 11 月に 5G 用 26GHz 帯周波数オークション要件を発表した。全国免許（concession）に 25.1-27.5GHz、地域免許に 24.7-25.1GHz を分配するというもので、各免許に 200MHz 幅を割り当てることとした。全国免許は計 12 件（計 2400MHz 幅）とし、地方免許については、17 の自治州とアフリカ地域の自治都市セウタとメリーリャを対象に各 2 件ずつ、計 38 件（各地域 400MHz 幅）の免許を付与するとした。免許期間はいずれも 20 年間で、更に 20 年の延長が可能である。オークションは 12 月 21 日に実施され、全国免許は、テレフォニカ、ボーダフォン・スペイン、旧オレンジ・スペインの 3 事業者が計 9 免許、計 1800MHz 幅を落札し、地域免許についてはカスティーリャ・イ・レオン州の地域免許の 200MHz 幅を現地事業者 Globe Operator Telecom が落札した。落札総額は、3,620 万 EUR。なお、MINECO は、同帯域で、通信事業者以外の機関による独自の 5G 網構築（日本のローカル 5G に相当）の導入を検討しており、CNMC が、10 月にこの方針を認める意見書を提出している。

そのほか 2024 年 6 月、MINECO は既存の移動電話免許の延長に関する方針を決定した。「2022 年一般電気通信法（2022 年 6 月 28 日付）」に基づき、既存の免許期間は合計 40 年まで延長でき、700MHz 帯と 26GHz 帯の免許期間は同規定が適用されているが、2021 年以前に、テレフォニカ、ボーダフォン・スペイン、MasOrange（当時オレンジ・スペイン）に割り当てた周波数の免許の延長期間はこの規定と必ずしも一致しておらず、これら帯域についても同法の規定を適用することとした。同省は、免許の延長措置により、事業者にとってより安定したネットワークへの投資環境が整うと指摘している。

３　電波監視制度

「2017 年 2 月 24 日の規則第 123 号」第 8 章に基づき、無線局をはじめとした電波監視を行っている。電波監視設備としては、固定局、リモート局、移動局、携帯局が整備されている。

４　周波数利用料制度

周波数利用料は、「2014 年一般電気通信法」第 71 条及びその付属 1 において規定されており、対象となる周波数の利用状況、サービスの種類、帯域幅、使用される技術、経済的価値等に応じて決定される。

５　電波の安全性に関する基準

スペインにおける電磁界公衆ばく露の基準に関しては、2001 年 9 月に、「欧州理事会勧告 1999/519/EC」に基づき、「Royal Decree1066/2001：公衆領域における健康防護のための電波放射制限と測定に関する規則」を制定している。また、これを通信事業者に適用するために、2002 年 1 月に、「Order CTE/23/2002」を制定している。

また、2016 年 5 月 6 日に、EU の「無線機器指令 2014/53/EU」に対応して「Royal Decree186/2016」を、「電磁両立性指令 2014/30/EU」に対応して「Royal Decree 188/2016」が制定されている。

Ⅲ　周波数分配状況

MINECO が、欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT）や ITU による周波数分配に従って、国内における周波数分配のため、「国家周波数分配計画（Cuadro Nacional de Atribución de Frecuencias：CNAF)」を策定している。

・国家周波数分配計画（2021 年 12 月）URL：https://www.boe.es/eli/es/o/2021/12/16/etd1449/con